

避難指示区域の状況について

令和4年11月28日

内閣府原子力被災者生活支援チーム

1. 避難区域での避難状況について

(1) 一時立入の状況について

- 警戒区域（20km 圏内）の被災者の方々は、事故発生時に緊急に避難したため、必要な物資を持ち出せなかった者がほとんどであることから、御自宅への一時立入りを実施。
- 特に一時立入の一巡目である平成23年5月10日～9月9日は、持ち出し量・時間等の制限等、厳しい状況で行われ、必要最低限のものの持ち出ししかままならず、避難先においても不便を強いられた状況であったと考えられる。

	一巡目（H23.5.10～9.9）	二巡目（H23.9.19～12.24）
自宅の立入り時間	<u>2時間以内</u>	<u>制限なし</u>
装備	防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、線量計、トンシーバー、ビニール袋	一巡目と同様。 <u>※ただし、防護装備の上着、長ズボンについては、長袖、長ズボン着用の方は不要。</u>
移動方法	自宅まで専用バスで移動（自家用車不可）	自宅まで専用バス又は予め許可された <u>自家用車</u> 等
持ち出しの制限	<u>支給されるビニール袋（70cm×70cm）一枚に入る量</u>	立ち入りが認められる車（マイクロバス、マイカー）に搭載可能な範囲であれば、持ち出せる量について <u>特段の制約なし</u> 。
立入り人数の制限	<u>原則一世帯一人</u>	バス： <u>一世帯最大二名</u> マイカー： <u>車の定員の範囲内</u>
その他	<u>8/26まで福島第一原発から3km圏内への立入は認められず</u>	

(2) 一時立入り実績 (一巡目 : H.23 5/15~9/9)

- 一巡目は5月から開始するも、7月が立入りのピーク
- 一時立入り開始当初は職員の不足やオペレーションの未確立により、立入り日数も少なかった。

平成 23年	月	田村市		南相馬市		楡葉町		富岡町		川内村		大熊町		双葉町		浪江町		葛尾村		合 計	
		世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
	5月	76	130	116	170	0	0	25	40	82	135	0	0	62	118	132	230	17	27	510	850
	6月	0	0	746	1,320	674	1,142	1,245	2,167	0	0	933	1,527	529	907	1,185	2,046	0	0	5,312	9,109
	7月	0	0	1,218	2,136	938	1,571	1,895	3,217	0	0	1,694	2,715	1,023	1,784	2,356	4,050	0	0	9,124	15,473
	8月	0	0	827	1,404	297	484	1,368	2,201	0	0	680	1,067	426	701	1,139	1,892	0	0	4,737	7,749
	9月	0	0	0	0	0	0	4	6	0	0	218	374	21	37	0	0	0	0	243	417
	合 計	76	130	2,907	5,030	1,909	3,197	4,537	7,631	82	135	3,525	5,683	2,061	3,547	4,812	8,218	17	27	19,926	33,598

2. 居住制限区域と避難指示解除 準備区域の状況について

(1) 両区域の解除時期について

- 避難指示解除の際には、区域ごとではなく自治体ごとで両区域同時に解除された地域がほとんどであった。

日付	市町村	避難指示解除
平成26年4月1日	田村市	避難指示解除準備区域の解除
10月1日	川内村	避難指示解除準備区域の解除 居住制限区域を避難指示解除準備区域へ
平成27年9月5日	檜葉町	避難指示解除準備区域の解除
平成28年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
6月14日	川内村	避難指示解除準備区域の解除
7月12日	南相馬市	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
平成29年3月31日	飯舘村、川俣町、浪江町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
令和元年4月10日	大熊町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
令和2年3月4日	双葉町	避難指示解除準備区域の解除 双葉駅周辺の一部地域の解除

(2) 両区域のインフラ等再開状況について

- 居住制限区域・避難指示解除準備区域は生活圏が一体であったため、生活インフラの整備や、それに伴う避難指示解除は実質一体として進められた。

■ 大熊町大河原地区（居住制限区域）中屋敷地区（避難指示解除準備区域）の避難指示解除時（令和元年4月10日）の住民説明会資料（抜粋）

＜大熊町除染検証委員会の検証結果＞

- 大河原地区と中屋敷地区で行われた空間線量率や土壌の放射性物質濃度などの調査で得られた結果から、両地区では除染の効果や自然減衰などが認められ、総合的には線量率は十分に低下しているものと判断する。
- 大河原地区や中屋敷地区の屋内の汚染は比較的低いが、住民が屋内の汚染に対してどのように対処すればよいかを判断できる情報の提供が重要である。そのため、屋内の汚染調査や清掃などに対する継続的な支援が必要である。

＜インフラ・交通の復旧＞

- LPガスについては、LPガス事業者が要望に応じガス供給を行っています。
- 上・下水道については復旧済みです。
- 大河原・中屋敷地区から目的地（いわき市と南相馬市の医療機関）まで送迎可能なワゴン車を、本年6月から運航すべく準備を進めています。

■ 南相馬市の原町区の一部（居住制限区域）小高区（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）鹿島区（避難指示解除準備区域）の避難指示解除時（平成28年7月12日）の議会説明資料（抜粋）

＜南相馬市の避難指示区域＞

- 避難指示解除準備区域・居住制限区域では、原則として夜間の宿泊はできませんが、平成27年8月31日より、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）を開始し、事前にご登録いただいた上で、ご自宅等への宿泊が可能となっています。

＜南相馬市の放射線量／除染の状況＞

「南相馬市の避難指示区域は、一律に市民が避難を強いられるような状況から、居住をしつつ、復興、環境回復に関わろうとしている市民を積極的に支援していく状況へと移行する段階に来ていると考える。」

＜インフラ・生活関連サービスの復旧等＞

- 上水道、下水道は復旧済みです。
なお、水道水については、小高区、原町区における放射性物質（セシウム等）に係る水道水モニタリングを週3回実施しており、検査結果は不検出です。

■ 富岡町の避難指示解除時（平成29年4月1日）の住民説明会資料（抜粋）

＜富岡町の復興に向けた取組＞

○複合商業施設（さくらモールとみおか）

- 昨年11月にホームセンター・飲食店等が先行開業。
- 本年3月30日に食料品スーパー・薬局等を含めて全面開業予定。

○町立診療所

- 昨年10月に開所し、週3日の診察を実施中。
- 本年4月から週5日の診察を実施予定。

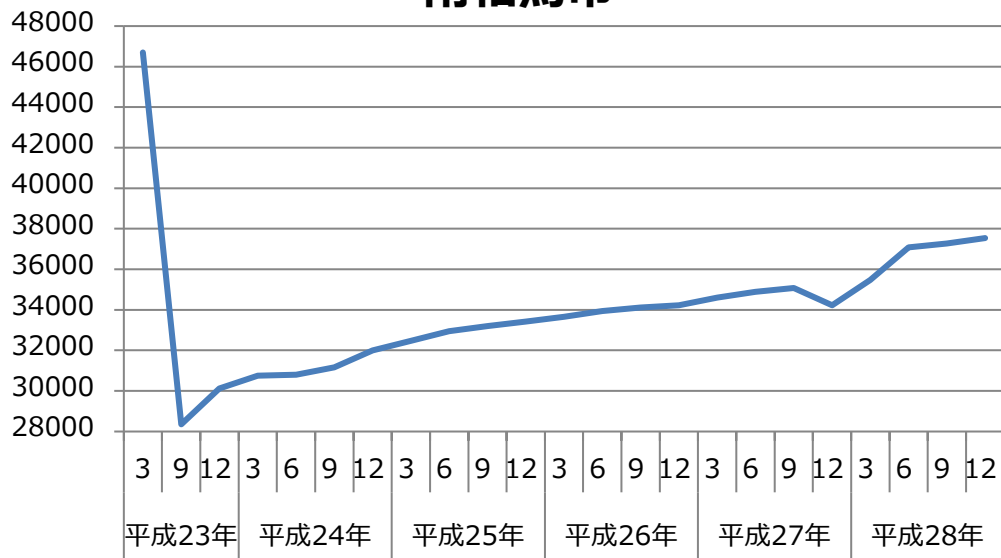
3. 緊急時避難準備区域の 状況について

(1) 解除後の帰還者数の推移について

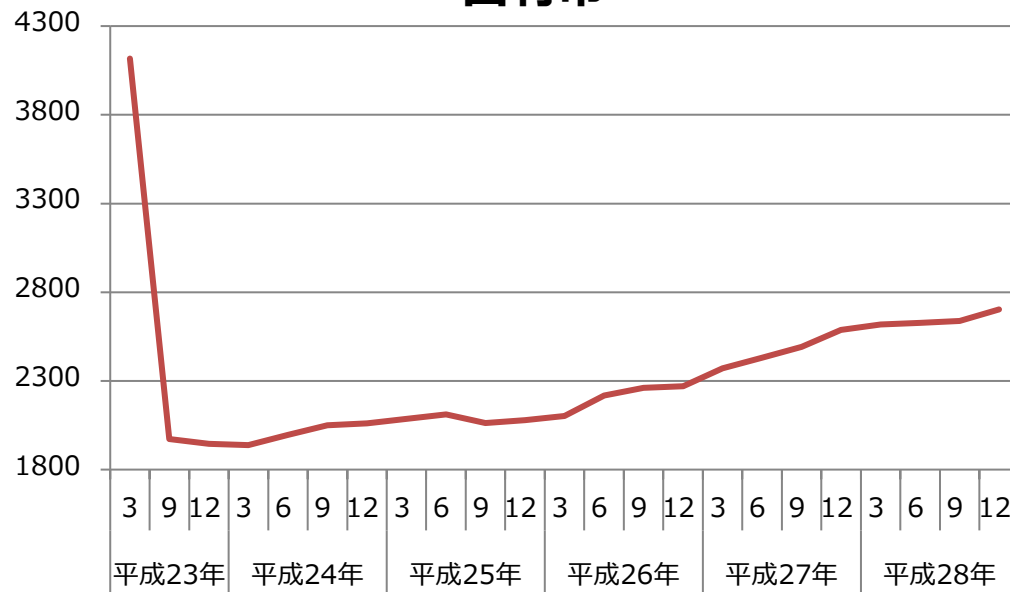
● 事故後半減した人口は、避難指示解除後も戻っていない。

※グラフは旧緊急時避難準備区域内の人口の推移

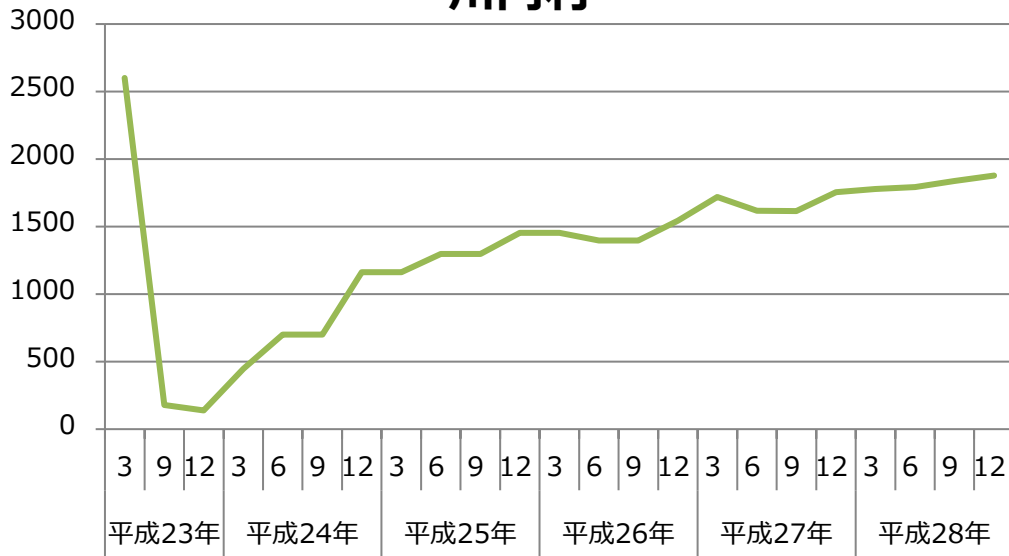
南相馬市



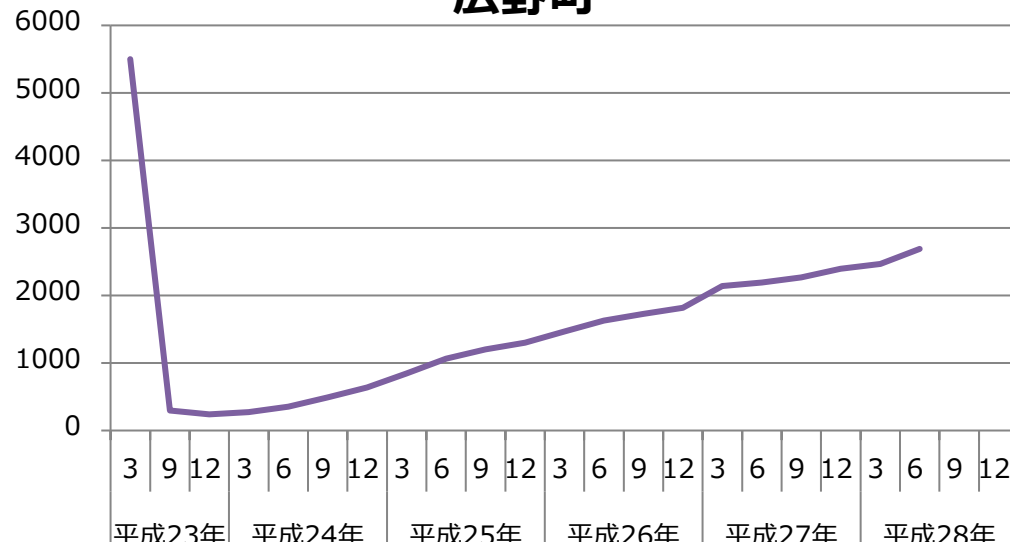
田村市



川内村



広野町



(2) 緊急時避難準備区域の復旧状況について①

- 日常生活阻害慰謝料の終期（平成24年8月末）前後でもインフラ等はなかなか再開せず、未だに震災以前の状況には戻っていない面も多い。

1. 保育所、幼稚園、学校

- 南相馬市：平成25年5月時点で小中学校22校中16校が再開するも、市内の学校に戻った児童生徒数は60%にとどまる。
- 田村市：都路町では**平成26年4月まで小中学校が再開せず**。
- 川内村：小中学校、認定こども園は平成24年4月まで再開せず。
- 広野町：広野保育所、幼稚園、小中学校は**平成24年8月まで再開せず**。
- また、**川内村、広野町の小中学生数は令和3年度時点で未だに震災前の5割以下**であり、**南相馬市は平成30年時点で5割強**である。

2. 病院、福祉施設

- 南相馬市：病院は震災前から4施設のうち1施設減、診療所は24施設のうち5施設減（令和4年11月時点）
- 川内村：村内唯一の診療機関「ゆふね」は平成24年4年まで閉鎖。
- 広野町：病院1施設、診療所1施設が再開するも、歯科医院は平成26年6月まで閉鎖。

※広野町・川内村は自治体独自の判断で平成24年3月末まで全町（村）避難

(2) 緊急時避難準備区域の復旧状況について②

- 緊急時避難準備区域では平成24年8月時点で交通インフラはほぼ復旧していない
- 居住制限区域・避難指示解除準備区域においては復旧が更に遅い。

JR常磐線復旧状況

※福島県庁HPを参考に内閣府作成



生活圏の変化

※各町が解除前に作成した復旧計画より抜粋

○南相馬市

- 常磐線の相馬駅原ノ町駅間の運行再開が2011年12月21日であるが、南相馬市原町区に属している磐城太田駅は2016年まで運行が再開されず、周辺住民はかなりの不便を強いられた。また、鉄道による東京のアクセスが仙台経由となり不便に。

○田村市

- 緊急時避難準備区域と警戒区域の住人は生活圏を同じくしており、帰還時期が異なることによって地域の児童・生徒を二分するなど新たな問題が発生。

○川内村

- 震災前は富岡町や大熊町の病院や学校に通っていたが、警戒区域で立ち入りできなくなり、生活圏の大幅な変更を強いられた。

○広野町

- これまで富岡町の商業施設を活用していたが、広野町以北が鉄道は不通となり道路も通行止めとなったことで、いわきの商業施設まで行かなければいけなくなった。

4 .特定避難勧奨地点について

特定避難勧奨地点（南相馬市）について

- 解除（平成26年12月末）前後までに除染、生活環境の改善等が行われた。
 - 平成23年7,8,11月の区域設定後、26年6月時点で8割の世帯が避難継続。
 - 解除に向けて、26年3月には宅地周り除染が完了（その後宅地周辺の道路、側溝、路肩及び生活圏近隣の森林の除染も実施済み）
 - 同年7～8月に放射線モニタリング調査を実施し、年間積算線量が20mSv以下であることを確認
 - その後住民説明会や戸別訪問等による住民の方との意見交換を実施。希望に応じ、線量の追加測定や側溝の清掃、落ち葉等堆積物の除去等を実施
 - 同年12月、解除
 - 交通インフラでは平成26年12月6日には常磐道の相馬 I C－山元 I C間が開通し、生活環境が改善された。